

第89回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 2階 高千穂
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	15
計算書類	17
監査報告	19
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役6名選任の件	24
第2号議案 監査役3名選任の件	29

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2023年6月28日（水曜日）
午後5時15分まで

株主各位

証券コード6775

2023年6月9日

東京都文京区本郷三丁目26番6号

株式会社 TBグループ

代表取締役会長兼社長 **村田三郎**

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて「第89回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tb-group.co.jp/>

上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、IRニュースよりご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TBグループ」又は「コード」に当社証券コード「6775」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都文京区湯島一丁目7番5号 東京ガーデンパレス 2階 高千穂 (末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第89期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第89期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）でお送りいただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tb-group.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 2階 高千穂
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後5時15分到着分まで

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

【株主の皆様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症防止措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席いただけない場合は、上記「書面(郵送)で議決権を行使される場合」をご参照の上、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【当日ご出席をご検討の株主様へのお願い】

- ・ご入場の際は、アルコール消毒等の感染防止にご協力をいただきますようお願い申し上げます。
 - ・会場内は、座席の間隔を空けて配置させていただきます。
 - ・役員、運営スタッフはマスクを着用し対応させていただきます。
- ※今後の状況により、本総会の開催・運営に関して大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.tb-group.co.jp/>)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、新型コロナウイルスのオミクロン株による世界的パンデミックの継続を受けて、世界資源及びエネルギーコストの高騰、農作物不足及び価格高騰の影響が欧米諸国の異常なインフレを招き、景気動向は下降しました。また、米中2大国の経済摩擦、中国政府におけるゼロコロナ政策の影響を受け、中国本土経済は低迷し、さらに半導体関連の供給寸断もあり、世界経済は概して下降局面にて推移いたしました。

日本経済動向も世界経済動向の影響等を強く受け円安相場となり、輸入商材、食品の価格高騰並びに半導体関連部品の供給寸断及びコスト高の影響を強く受け、景気動向は下降局面が継続いたしました。2023年に入りコロナ禍対応策が世界的に緩和され、景気動向は下げ止まり回復傾向となり始めました。

このような情勢下、当社グループは2023年1月における第三者割当増資による新株式の発行2億99百万円及び新株予約権の発行2百万円、3月末までにおける新株予約権の行使による新株式の発行62百万円により、財務体質の強化を図り新規事業の資金を手当ていたしました。新規事業として、従来のハードによる製造・販売のフロー型（売り切り型）から、サービスを同時に提供するストック型の販売体制へのシフトを図り、新たな事業として大型ビジョンによる広告型DOOH（屋外ビジョン）事業、インバウンド関連事業をスタートいたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、23億47百万円（前期比3.1%減）、営業損失2億61百万円（前期は2億80百万円の営業損失、18百万円の改善）、経常損失2億43百万円（前期は2億4百万円の経常損失、38百万円の悪化）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億45百万円（前期は2億17百万円の親会社株主に帰属する当期純損失、28百万円の悪化）となりました。

当期実績

連結売上高	23億47百万円	前期比△3.1%
連結営業損失	2億61百万円	前期比18百万円改善
連結経常損失	2億43百万円	前期比38百万円悪化
親会社株主に帰属する当期純損失	2億45百万円	前期比28百万円悪化

② 事業セグメント別の状況

<p>LED&ECO事業</p> <p>売上高 1,428百万円 (前期比4.6%減)</p>	<p>中小料飲食店を主な販売対象とする中小型LEDサイネージは、新型コロナウイルス感染症の影響や、半導体等の原材料不足、輸送費用高騰、急激な円安によるコスト高騰等により総じて厳しい事業環境となりました。期後半はネットワーク性能の強化を図った新機種「SuperBRID」及び主力フルカラー映像機種スーパーエコリアが売上げに貢献いたしました。また、特注大型ビジョンは、国立競技施設、警察署・消防署に続き東京渋谷の地下案件の導入により売上に貢献しました。また、広告型DOOH事業では、中野ブロードウェイへの導入が完了し幅広い広告主から入稿が始まり第3四半期以降は回復の傾向が出てまいりました。</p> <p>その結果、LED&ECO事業の売上高は、14億28百万円（前期比4.6%減）、セグメント損失は、61百万円（前期は46百万円のセグメント損失、14百万円の悪化）となりました。</p>
<p>SA機器事業</p> <p>売上高 908百万円 (前期比0.7%減)</p>	<p>電子レジスター及びPOS事業は、半導体・原材料不足の影響を受け、供給の滞りが発生いたしました。急激な円安によるコスト高騰の影響もありましたが、大口のOEM供給や流通大手チェーンへのセルフレジ「Cashive」などの導入により業績は横ばいとなりました。</p> <p>中小料飲食店を主な販売対象とする電子レジスターは、市況低迷により減収となりました。法人部門は、主要SI（システムインテグレーター）への販売や、大手精密機器メーカーへのOEM供給が加速した事により事業全体を下支えいたしました。</p> <p>連結子会社の株式会社スマートヘルスネットは、株式会社JTBとの基本契約を締結し医療ツーリズム事業及び外貨両替事業を本格化いたしました。当期においては業績寄与には至りませんでした。</p> <p>その結果、SA機器事業の売上高は、9億8百万円（前期比0.7%減）となりました。セグメント損失は、2億円（前期は2億33百万円のセグメント損失、33百万円の改善）となりました。</p>

事業セグメント別の状況

区分	売上高 (百万円)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)	営業利益 (百万円)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
LED&ECO事業	1,428	△68	△4.6	△61	△14	-
SA機器事業	908	△6	△0.7	△200	33	-

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、顧客サービス用ソフトウェア導入及び製品生産用金型の取得等で総額29百万円の投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当社は2023年1月23日を払込期日とする第三者割当による新株式(2,127,600株)を発行し299百万円の資金調達及び、第2回新株予約権の発行による2百万円、当該新株予約権の行使による新株式の発行により62百万円の資金調達を行いました。また、連結子会社(株)TOWAにおいて長期借入金の借換えにより18百万円の資金調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「喜んでもらう喜び 己も喜びたい」の社是の下、LED&ECO事業およびSA機器事業を中核に「普及率ゼロ」の新商品およびビジネスモデルを創り、グッド3K(環境・健康・観光)分野でニッチトップ経営を目指します。また、当社グループは、安定的、永続的に成長するために、従来から「営業利益率」、「1人当たり生産性」を重要な経営指標と認識しております。これら指標の改善を目指して、効率的な経営に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

第90期(2023年4月~2024年3月)のグループ経営スローガンは「さぁ行こう!NEXTステージ(ハード+DX)へ」とし、経営形態をチェンジして、従来のハードによる企画・開発・製造・販売のフロー型(売り切り型)から、サービス(役務)を同時に提供するストック型(リカーリング及びサブスクリプション型)の販売体制へとシフトし、安定的な収益が見込める成長戦略を推進いたします。

[LED&ECO事業]

中小料飲店の動向は首都圏は回復傾向となりましたが、地方経済の回復は中小料飲店及びサービス業は経営者の高齢化も進み依然として厳しい環境が続く見通しです。新しく取り組み始めたクラウド活用のASP事業、中型及び高精細度のシースルーLEDディスプレイ等を、従来の顧客層とは異なる市場開拓を進め、売り先、売り物、売り方をハード+DXへとシフトしてまいります。これにより、売上構成比は、既存市場及び商品の販売からストック型の収益モデルが主力となるように推進いたします。また、EOLS(EASY ORDER LED SYSTEM)生産を取り入れ顧客ニーズの多様化に対応し、有利性と高品質性を確保した日本製商材での差別化により増収増益を図ります。

[SA機器事業]

電子レジスター及びPOS事業は、ソフトベンダーや大手チェーン店などを担当する法人部門は、大手精密機器メーカーへのOEM供給をしています。キャッシュハイブリッド型セルフレジ「Cashhive」をはじめとしたSA機器は、新ブランド「GO!プラットフォーム」に、レジスター、サインージ等の各種サービスを統合することにより、効果が明確に測れるサービスを提供し、新市場を開拓いたします。新規事業分野では2021年9月に設立した当社100%子会社である株式会社スマートヘルスネットにおいて病院及びホテル向けにAI、IoTによる健診データ、ウェアラブルヘルスケアデータを活かした健康寿命の延伸を目的とした事業を推進いたします。更にアフターコロナで拡大が期待される医療ツーリズムをインバウンド事業の柱と位置づけ大手旅行会社等との事業連携を図り進めてまいります。

次期業績予想

連結売上高	31億円	当期比32.1%増
連結営業利益	30百万円	当期比2億91百万円改善
連結経常利益	30百万円	当期比2億73百万円改善
親会社株主に帰属する当期純利益	20百万円	当期比2億65百万円改善

株主の皆様には、業績回復が遅れ不本意な業績に対し深くお詫び申し上げます。早期の収益黒字化に向け、今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分		第86期 (2020年3月期)	第87期 (2021年3月期)	第88期 (2022年3月期)	第89期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	3,070	2,456	2,421	2,347
経常利益(△損失)	(百万円)	△200	△378	△204	△243
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)	(百万円)	△272	△438	△217	△245
1株当たり当期純利益(△純損失)	(円)	△30.31	△46.78	△21.85	△22.94
総資産	(百万円)	1,989	1,638	1,560	1,676
純資産	(百万円)	1,308	853	807	906
1株当たり純資産額	(円)	137.02	90.47	77.56	70.78

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しており、第88期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(株)TOWA	100,000千円	100%	デジタルサイネージおよびLED表示機・照明、SA機器の販売
(株)スマートヘルスネット	130,000千円	100%	病院向けシステム関連機器の販売・配信事業およびホテル向けテレビシステム関連機器のレンタル・配信事業

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は下記のとおりであります。

部門	主要な事業内容
LED&ECO事業	デジタルサイネージ、LED表示機、LEDイルミ／ECO事業企画・販売、広告事業
SA機器事業	POSシステム・電子レジスターおよび周辺機器、電子マネー関連機器、ドライブレコーダー、有料放送サービス、カプセル型宿泊施設向け製品、宿泊施設の運営、医療・健康分野関連への商材等の企画・製造・販売

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都文京区
宇都宮センター	栃木県宇都宮市
新潟物流センター	新潟県阿賀野市

② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
(株)TOWA	東京都文京区
(株)スマートヘルスネット	東京都文京区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
134名	4名減

(注) 使用人数には、契約社員等(29名)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
朝日信用金庫	230
(株)りそな銀行	120

2 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 13,065,642株

(3) 株主数 5,348名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ホスピタルネット	2,005千株	15.37%
株式会社ビッグサンズ	705	5.41
楽天証券株式会社	667	5.12
GMOクリック証券株式会社	475	3.64
株式会社コア	270	2.07
村田 三郎	265	2.04
プログレシブ・インテリジェンス2号投資事業有限責任組合	261	2.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	233	1.79
株式会社SBI証券	220	1.69
北浜IRファンド第3号投資事業有限責任組合	190	1.46

(注) 持株比率は自己株式 (17,585株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- 2023年1月23日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、当社の発行済株式の総数は2,127,600株増加しております。
- 新株予約権の行使により、当社の発行済株式の総数は、420,000株増加しております。

3 新株予約権等の状況

2023年1月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権の内容は次のとおりであります。

第2回新株予約権	
新株予約権の数	13,513個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,351,300株 新株予約権1個につき100株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり204円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1株につき148円
新株予約権の行使期間	2023年1月23日から2026年1月22日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権の一部行使はできない
割当先	プログレシブ・インテリジェンス2号投資事業有限責任組合
新株行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする

- (注) 1. 当事業年度の末日における内容を記載しております。
 2. 2023年1月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権は、2023年4月12日をもって全ての権利行使が完了しております。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	村 田 三 郎	(株)ホスピタルネット代表取締役会長 (株)スマートヘルスネット代表取締役
常務取締役	信 岡 孝 一	経営管理本部長
常務取締役	中 野 義 雄	事業推進本部長
取締役	武 田 利 信	(株)ホスピタルネット代表取締役社長
取締役	谷 正 行	(株)ハイパーマーケティング代表取締役社長 (株)TOWA非常勤取締役
取締役	中 島 義 雄	(株)Kエナジー代表取締役
常勤監査役	谷 口 啓 一	
監査役	榎 卓 生	(株)マネージメントリファイン代表取締役
監査役	村 松 謙 一	光麗法律事務所所長

- (注) 1. 取締役谷正行、中島義雄の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役榎卓生、村松謙一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役榎卓生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役谷正行、中島義雄の両氏および監査役村松謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	42,978千円
(うち社外取締役)	(2名)	(6,480千円)
監査役	3名	9,072千円
(うち社外監査役)	(2名)	(5,832千円)
合計	8名	52,050千円

- (注) 1. 当事業年度末の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記の取締役数と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名(うち社外取締役が0名)存在しているためであります。
 2. 取締役の報酬限度額は、1990年5月2日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は17名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名です。

(3) 役員報酬等の内容決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

当社役員の報酬については、金銭による基本報酬のみで構成されており、独立役員である社外取締役を含む取締役会にて、経営内容、経済情勢、役位職責等を考慮して基本方針を決定しております。取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会決議に基づく報酬限度額内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長村田三郎が、総額および個人配分を決定する権限の委任を受けるものとします。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役会長兼社長が最も適しているからであります。監査役報酬は、株主総会決議に基づく報酬限度額内で、監査役の協議によって個人別の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等の総額は1,080千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷正行氏は、㈱ハイパーマーケティングの代表取締役社長であります。また、当社子会社である㈱TOWAの非常勤取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役中島義雄氏は、㈱Kエナジーの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役榎卓生氏は、㈱マネージメントリファインの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村松謙一氏は、光麗法律事務所の所長であります。当社と兼職先である光麗法律事務所とは弁護士委任契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	谷 正 行	14回中12回 (85.7%)	—	同氏は、米国企業を含む様々な企業経営者としての豊富な経験を有し、取締役会では、経営的視点および国際的観点から助言や提言を行い、有意義な意見や指摘、意思決定の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
	中 島 義 雄	14回中13回 (92.8%)	—	同氏は、大蔵省（現財務省）や様々な業界の企業経営の経験を有し、取締役会では、幅広い知見と豊富な経営経験に基づいた助言や提言を行い、意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	榎 卓 生	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	同氏は、代表取締役および独立社外監査役との意見交換会などの場において、公認会計士としての専門的見地に基づく発言を行っており、会計監査の品質向上に貢献いたしました。
	村 松 謙 一	14回中13回 (92.8%)	13回中12回 (92.3%)	同氏は、代表取締役および独立社外監査役との意見交換会などの場において、弁護士としての専門的見地に基づいて、コンプライアンスに関する発言を行い、透明性および実効性の向上に向けた議論の向上に貢献いたしました。

(注) 上記のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回あります。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当社定款範囲内の100万円以上であらかじめ定める金額または会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額を限度としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および「1（4）重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約内容は以下のとおりです。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・ 被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。
- ・ 当該契約の保険料は被保険者が一部負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人まほろば

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,900千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,253,953
現金及び預金	485,938
受取手形、売掛金及び契約資産	204,399
商品及び製品	334,721
原材料及び貯蔵品	187,156
その他	56,427
貸倒引当金	△14,689
固定資産	422,670
有形固定資産	113,535
建物及び構築物	44,435
機械装置及び運搬具	1,099
工具器具備品	26,393
賃貸資産	7,331
土地	34,274
無形固定資産	19,897
投資その他の資産	289,237
投資有価証券	212,172
長期貸付金	16,958
差入保証金	89,394
長期未収入金	117,468
その他	62,354
貸倒引当金	△209,112
資産合計	1,676,624

科目	金額
負債の部	
流動負債	401,874
支払手形及び買掛金	110,391
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	9,449
未払費用	82,870
未払法人税等	14,395
未払消費税等	16,629
賞与引当金	17,039
その他	51,098
固定負債	368,398
長期借入金	249,351
退職給付に係る負債	75,597
繰延税金負債	231
その他	43,218
負債合計	770,273
純資産の部	
株主資本	903,974
資本金	988,093
資本剰余金	555,182
利益剰余金	△580,250
自己株式	△59,050
その他の包括利益累計額	△1,751
その他有価証券評価差額金	△1,751
新株予約権	1,899
非支配株主持分	2,228
純資産合計	906,351
負債・純資産合計	1,676,624

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位: 千円)

科目	金額	
売上高		2,347,187
売上原価		1,075,433
売上総利益		1,271,754
販売費及び一般管理費		1,533,590
営業損失		261,835
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	
助成金収入	7,106	
雇用調整助成金	12,971	
貸倒引当金戻入額	3,563	
持分法による投資利益	4,201	
その他	4,377	32,323
営業外費用		
支払利息	3,102	
株式交付費	3,208	
支払手数料	2,039	
貸倒引当金繰入額	1,859	
新株予約権発行費	2,918	
その他	406	13,535
経常損失		243,046
特別利益		
新株予約権戻入益	5,528	
その他	355	5,883
特別損失		
投資有価証券評価損	463	
その他	75	539
税金等調整前当期純損失		237,702
法人税、住民税及び事業税		7,651
当期純損失		245,353
非支配株主に帰属する当期純損失		77
親会社株主に帰属する当期純損失		245,275

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	996,795
現金及び預金	329,013
受取手形	14,700
売掛金	187,577
商品及び製品	307,798
原材料及び貯蔵品	186,584
短期貸付金	14,000
その他	149,198
貸倒引当金	△192,077
固定資産	506,278
有形固定資産	100,240
建物	40,286
構築物	431
機械装置	0
車両運搬具	0
工具器具備品	25,247
土地	34,274
無形固定資産	16,042
ソフトウェア	11,730
その他	4,311
投資その他の資産	389,995
投資有価証券	88,021
関係会社株式	297,440
長期貸付金	260,494
保険積立金	51,892
差入保証金	26,770
関係会社長期未収入金	391,559
貸倒引当金	△726,183
資産合計	1,503,073

科目	金額
負債の部	
流動負債	272,529
支払手形	8,405
買掛金	88,574
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	7,337
未払費用	26,527
未払法人税等	9,550
賞与引当金	4,569
その他	27,565
固定負債	179,986
長期借入金	92,663
退職給付引当金	70,760
繰延税金負債	231
その他	16,330
負債合計	452,515
純資産の部	
株主資本	1,048,132
資本金	988,093
資本剰余金	476,974
資本準備金	281,504
その他資本剰余金	195,470
利益剰余金	△407,614
その他利益剰余金	△407,614
繰越利益剰余金	△407,614
自己株式	△9,320
評価・換算差額等	525
その他有価証券評価差額金	525
新株予約権	1,899
純資産合計	1,050,557
負債・純資産合計	1,503,073

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,310,736
売上原価		812,238
売上総利益		498,498
販売費及び一般管理費		660,077
営業損失		161,579
営業外収益		
受取利息及び配当金	419	
為替差益	2,241	
貸倒引当金戻入額	2,400	
助成金収入	3,156	
雇用調整助成金	6,802	
その他	2,246	17,266
営業外費用		
支払利息	1,854	
株式交付費	3,208	
新株予約権発行費	2,918	
支払手数料	2,088	
その他	0	10,069
経常損失		154,382
特別利益		
新株予約権戻入益	5,528	5,528
特別損失		
関係会社株式評価損	116,984	
その他	539	117,523
税引前当期純損失		266,377
法人税、住民税及び事業税		1,331
当期純損失		267,708

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 赤 坂 知 紀
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 井 尾 仁 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T Bグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T Bグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社T Bグループ
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区
指 定 社 員 公認会計士 赤 坂 知 紀
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 井 尾 仁 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T Bグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人まほろばの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人まほろばの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社T Bグループ 監査役会

常勤監査役 谷 口 啓 一 ㊞
社外監査役 榎 卓 生 ㊞
社外監査役 村 松 謙 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	むらた さぶろう 村田 三郎	代表取締役会長兼社長	再任
2	なかの よしお 中野 義雄	常務取締役事業推進本部長	再任
3	ふかわ ふみやす 布川 文保	経営管理本部管理部長	新任
4	たけだ としのぶ 武田 利信	取締役	再任
5	たに まさゆき 谷 正行	取締役	再任 社外 独立
6	なかじま よしお 中島 義雄	取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

むら た さぶ ろう
村田 三郎 (1947年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 265,564株
在任年数…………… 17年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1969年 4月	船井電機(株)入社	2006年10月	当社取締役会長
1978年12月	(株)ビッグサンズ設立代表取締役社長	2007年 6月	当社代表取締役会長兼社長 (現任)
2006年 6月	当社取締役	2021年 9月	(株)スマートヘルスネット代表取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

(株)ホスピタルネット代表取締役会長
(株)スマートヘルスネット代表取締役

取締役候補者とした理由

村田三郎氏は、2007年以來当社の代表取締役会長兼社長を務めており、長年にわたり当社の経営を担っております。その豊富な経験と実績を活かし、当社のグループ経営の推進を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

なか の よし お
中野 義雄 (1966年11月23日生)

所有する当社の株式数…………… 7,362株
在任年数…………… 11年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1995年10月	当社入社	2012年 6月	当社取締役商品戦略本部長
2007年10月	当社執行役員経営推進本部商品部 部長	2014年 6月	当社取締役 S A & N B 本部長
2009年11月	当社執行役員商品本部本部長	2017年 6月	当社常務取締役事業推進本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

中野義雄氏は、当社の商品戦略部門の責任者を務めるなど、新商品の企画等についての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの商品戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

ふかわ ふみやす
布川 文保 (1969年6月18日生)

所有する当社の株式数…………… 1,904株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… 一回

新任

[略歴、当社における地位、担当]

1990年 4月 当社入社
2007年 5月 当社管理本部管理部経理課長
2008年 7月 当社経営管理本部管理部次長
2011年 7月 当社経営管理本部管理部長 (現任)

取締役候補者とした理由

布川文保氏は、長年当社の経理・財務部門に従事し、経理・財務に関する経験・実績・見識を有しており、当社の取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

たけだ としのぶ
武田 利信 (1958年9月27日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1981年 4月 (株)ビッグサンズ入社
2000年 1月 (株)ホスピタルネット取締役
2007年 6月 同社代表取締役社長 (現任)
2015年 6月 当社取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

(株)ホスピタルネット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

武田利信氏は、企業経営において経験・実績・見識を有しており、当社の取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

た に ま さ ゆ き
谷 正 行 (1949年1月1日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 12/14回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位、担当]

1972年 4月	伊藤忠商事(株)入社	2002年 6月	船井電機(株)取締役
1985年10月	RICOH CORPORATION (米国) 副社長	2007年 3月	(株)ハイパーマーケティング代表取締役社長 (現任)
1994年 5月	レックスマークインターナショナル (株)代表取締役社長	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
1996年11月	(株)ハイパーマーケティング設立代表 取締役社長		

[重要な兼職の状況]

(株)ハイパーマーケティング代表取締役社長
(株)TOWA非常勤取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

谷正行氏は、企業経営において、豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を戴けると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。また、同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号

6

なか じま よし お
中島 義雄 (1942年3月30日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

社外

独立

〔略歴、当社における地位、担当〕

1993年 6月	大蔵省（現財務省）主計局次長	2009年12月	セーラー万年筆(株)代表取締役社長
2000年 3月	京セラミタ(株)代表取締役専務	2017年 6月	当社社外取締役（現任）
2005年 6月	船井電機(株)取締役執行役員副社長	2018年 2月	株Kエナジー代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

(株)Kエナジー代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中島義雄氏は、企業経営において、豊富な経験と幅広い知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を戴けると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。また、同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷正行氏は、当社の子会社である(株)TOWAの非業務執行取締役であります。
3. 所有する当社の株式数には、TBグループの役員持株会における持分を含めた実質株式数を記載しております。
4. 谷正行、中島義雄の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 当社は谷正行、中島義雄の両氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を、当社定款範囲内の100万円以上であらかじめ定める金額または会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がない時に限られます。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告の「4（7）会社役員の状況」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		所有する当社の株式数……………	一株
1	たにぐち けいいち 谷口 啓一 (1946年8月15日生)	在任年数……………	5年
		取締役会出席状況……………	14/14回
		監査役会出席状況……………	13/13回

再任

[略歴、当社における地位]

2000年 2月	㈱綜研（現㈱電通マクロミルインサ イト）顧問	2013年 6月	㈱ホスピタルネット監査役
2000年12月	㈱ホスピタルネットシステム部長	2013年 6月	㈱ビッグサンズ監査役
2001年10月	同社取締役	2017年 6月	当社経営企画室長
2008年 4月	当社経営企画部長	2018年 6月	当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

谷口啓一氏は、当社グループおよび総務担当部署としての長い経歴を持ち、常勤監査役としての現場実査に基づく的確な提言を行うなど、監査役会全体としての監査の実効性向上が期待できることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。

候補者番号

2

えのき たく お
榎 卓 生 (1963年2月23日生)

所有する当社の株式数…………… 16,354株
在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 14/14回
監査役会出席状況…………… 13/13回

再任

社外

[略歴、当社における地位]

1985年10月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2002年10月	税理士法人大手前総合事務所代表社員（現任）
1989年 3月	公認会計士登録	2005年 9月	株式会社（現株式会社ホールディングス）社外監査役（現任）
1997年 4月	榎公認会計士・税理士事務所開業	2011年 6月	当社社外監査役（現任）
1998年 6月	S P K 株式会社社外監査役	2016年 9月	株式会社アイ・ピー・エス社外取締役（現任）
2000年 1月	株式会社マネージメントリファイン代表取締役（現任）		

[重要な兼職の状況]

株式会社マネージメントリファイン代表取締役

社外監査役候補者とした理由

榎卓生氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者としております。また、同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年であります。

候補者番号

3

むらまつ けんいち
村松 謙一 (1954年5月5日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 13/14回
監査役会出席状況…………… 12/13回

再任

[略歴、当社における地位]

1983年 4月 東京弁護士会登録 2003年 4月 東京弁護士会倒産法部部长
清水直法律事務所入所 2015年 6月 当社社外監査役(現任)
1990年 4月 村松謙一法律事務所(現光麗法律事務所)開設 同所長(現任)
2001年12月 参議院「財政金融委員会」参考人
(第153回国会)

社外

独立

[重要な兼職の状況]

光麗法律事務所所長

社外監査役候補者とした理由

村松謙一氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有しており多数の会社の経営に関与された経験をもっているため、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。また、同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、TBグループの役員持株会における持分を含めた実質株式数を記載しております。
3. 榎卓生、村松謙一の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
当社は榎卓生、村松謙一の両氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を、当社定款範囲内の100万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がない時に限られます。両氏の再任がご承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告の「4(7)会社役員の状態」に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) スキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の役員の構成は次のとおりとなります。

	氏名	独立性	性別	専門性・経験					
				企業経営	営業・事業企画・マーケティング	技術・研究開発 (ハード・ソフト・コンテンツ)	業界知見	財務・会計	法務・リスク マネジメント
取締役	村田 三郎	社内	男性	●	●	●		●	
	中野 義雄	社内	男性		●	●	●		
	布川 文保	社内	男性					●	●
	武田 利信	社内	男性	●	●		●		
	谷 正行	独立社外	男性	●	●	●	●		
	中島 義雄	独立社外	男性	●		●	●		
監査役	谷口 啓一	社内	男性		●	●			●
	榎 卓生	社外	男性	●				●	●
	村松 謙一	独立社外	男性	●			●		●

※該当するスキル・経験を1人4個まで記載しております。上記の表は各取締役・監査役の有するすべての知見を表示するものではありません。

株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 2階 高千穂
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

- ・ JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」 聖橋口（東京駅寄りの改札）より徒歩5分
- ・ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」 B1出口より徒歩5分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」 1番、2番出口より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。